

決算集計チェックシート&インボイス制度ポイント

スタート

令和3年の課税売上高が1千万円を超えていますか？

はい

いいえ

インボイス制度（適格請求書発行事業者）の登録をしましたか？

はい

いいえ

消費税の計算（納税）方法はどれですか？

簡易課税

本則（原則）課税

集計は今までと同じです
(集計表①をお使い下さい)

10月からインボイス登録事業者と免税事業者からの取引を分けて記入して下さい
※免税事業者からの仕入税額控除措置期間
(ポイント2)
R5. 10. 1 ~ R8. 9. 30 80%控除可能
R8. 10. 1 ~ R11. 9. 30 50%控除可能
R11. 10. 1 ~ 控除不可
(集計表②をお使い下さい)

集計は今までと同じです
(集計表①をお使い下さい)

今後のインボイス制度の登録について

- ・ 事業をされている方は税務署提出日から15日後以降に登録事業者となります。
- ・ 10月以降に開業される方は開業日当日から登録事業者となります。

💡ポイント1： 2割特例 令和8年12月31日まで

※ 対象となる事業者

2割特例の対象となるのは、インボイス制度の開始を機に登録をし、免税事業者から課税事業者になる事業者です。

具体的には、次のようになります。

令和3年における課税売上高も特定期間における課税売上高も1,000万円以下の事業者で、インボイスの発行事業者に登録することではじめて課税事業者になる者

※対象とならない事業者

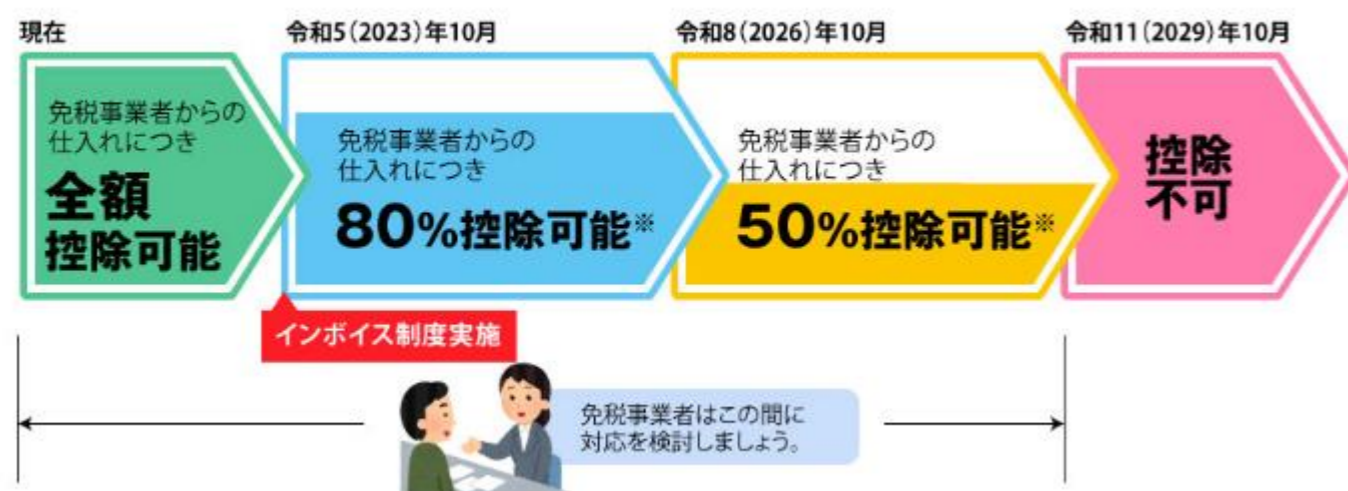
2割特例の対象とならないのは次の事業者です。一つでもあてはまると、2割特例は使えません。

1. 令和3年か特定期間の課税売上高が1,000万を超える事業者
 2. 令和3年も特定期間も課税売上高は1,000万以下だが、課税事業者選択届出書を提出して2023年10月1日の属する課税期間以前から課税事業者になっている事業者
 3. 課税期間の短縮をしている事業者
- ただし、2のうち2023年10月1日の属する課税期間から課税事業者になった事業者については例外的な扱いがあります。2023年10月1日の属する課税期間中に課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、2023年10月1日から2割特例の適用を受けられるようになります。

ポイント2：免税事業者からの仕入税額控除経過措置

免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は、仕入税額相当額の一部を控除可能です。

- 6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能



ポイント4：消費税額の端数処理について

ここで注意したいのが、インボイスに記載する消費税額の端数処理です。インボイスに記載する消費税額は、一つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います。個々の商品ごとに消費税額を計算し端数処理をすることは認められません。端数処理は税額計算に影響するので、これまでこのような処理を行っていた場合は、処理方法を改める必要があります。この端数処理のルールに対応しているシステムを使って請求書を発行する体制を整えましょう。

端数処理は1つのインボイスにつき税率ごとに1回まで

認められる例

請求書

〇〇(株) 御中 XX年 X月 X日 (株)△△ (T1234567890123)

※は軽減税率対象

請求金額		60,197 円(税込)		
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト	83	167	13,861	-
ピーマン	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
花鉢	57	417	23,769	-
8% 対象計			27,060	端数処理 → 2,164
10% 対象計			28,158	端数処理 → 2,815

認められない例

請求書

〇〇(株) 御中 XX年 X月 X日 (株)△△ (T1234567890123)

※は軽減税率対象

請求金額		60,195 円(税込)		
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト	83	167	13,861	端数処理 → 1,108
ピーマン	197	67	13,199	端数処理 → 1,055
花	57	77	4,389	端数処理 → 438
花鉢	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8% 対象計			27,060	端数処理 → 2,163
10% 対象計			28,158	端数処理 → 2,814

合算

ポイント3：少額取引（1万円未満）の仕入税額控除経過措置

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日

計算例

- ・税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円(税抜き)
 - 10%対象：28,158円(税抜き)
- ・それぞれ消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060 × 8/100 = 2,164.8 → 2164円
 - 10%対象：28,158 × 10/100 = 2,815.8 → 2,815円
- 適格請求書の記載事項として認められる

計算例

- ・個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・計算した消費税額を、税率ごとに合計
- 個々の商品の数だけ端数処理を行うことになり、適格請求書の記載事項としては認められない

※ 個々の商品ごとの商品税額を参考として記載する事は、差し支えありません。